

○雲仙市ワーケーション等誘致事業補助金交付要綱

令和4年10月12日

告示第178号

(趣旨)

第1条 市は、ワーケーション及びリモートワーク等(以下「ワーケーション等」という。)の誘致により市の観光振興及び地域の活性化を図ることを目的に、雲仙市内に宿泊する宿泊者に対して、予算の範囲内において、雲仙市補助金等交付規則(平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。)に基づき、雲仙市ワーケーション等誘致事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワケーション リゾート地等普段の職場とは異なる場所でリモートワーク、研修等働きながら余暇を過ごすことをいう。
- (2) リモートワーク オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に該当する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設及びこれに類するものを除く。)をいう。
- (4) 宿泊料金 宿泊費又は宿泊費に各宿泊施設が企画設定する食事、体験、観光施設の割引、市内商店等の振興を目的とした商品券(プリペイドカード、ギフト券等の換金性の高い金券等を除く。)の付与等の付加価値を付けた料金(国県等の団体からの助成額に相当する額及び接客を伴う飲食に係る飲食費を除く。)をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、企業又は団体(以下「団体等」という。)が実施するもので、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設にワーケーション等を目的として宿泊する宿泊者の延べ人数が10人以上あること。
 - (2) メディア等の取材に対し、団体等の名称を公表できること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件
- 2 前項の規定にかかわらず、ワーケーション等に関する事業で市長が適当と認めるものについては、補助金の交付の対象とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合
 - (2) 国又は地方公共団体等が主催する場合
 - (3) 国又は地方公共団体等から補助金の交付又は補助金に類する支援を受けている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当と認める場合

(補助金の交付制限)

第4条 ワークーション等を行う団体等に雲仙市税の滞納がある場合又は市内に設立若しくは設置又は移転直後で雲仙市税が課税されていないワークーション等を行う団体等に前所在地（法人の場合は、本社等の所在地）の市区町村税の滞納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

2 ワークーション等を行う団体等が市外の団体等（法人の場合は、市内に事業所等を有しない法人）で、雲仙市税及び所在地（法人の場合は、本社等の所在地）の市区町村税の滞納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 宿泊延べ人数に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、1申請当たり200,000円を上限とする。

(2) 移動に要するバス、レンタカー等の借上料（以下「自動車借上料」という。）の2分の1以内で市長が定める額とする。ただし、1申請当たり50,000円を上限とする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとするワークーション等を行う団体等（以下「申請者」という。）は、規則第3条の申請書を、ワークーション等を実施する日の3週間前までに市長に提出するものとする。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 雲仙市ワークーション等誘致事業計画書（様式第1号）

(2) 雲仙市ワークーション等誘致事業収支予算書（様式第2号）

2 前項の規定による申請において、規則第3条第4号の規定により添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者に係る雲仙市税の滞納がない証明書又は前所在地若しくは現住所地の市区町村税の滞納がない証明書。ただし、雲仙市税の滞納がない証明書については、雲仙市税の滞納がないことを税担当課に照会することに同意をした場合は、滞納がない誓約書及び同意書の添付をもって、当該証明書の添付に代えることができる。

(2) 前条第2号の自動車借上料がある場合は、その見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助金の額の変更（当初交付決定額の2割を超えない減額に限る。）を伴う補助対象経費の変更

(2) 事業実施時期の変更（期間の延長を除く。）

(3) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の内容の変更（当初の事業目的、規模、効果等を損なわないものに限る。）

(補助の条件及び関係書類の整備)

第8条 申請者は、補助要件として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 滞在期間中、ワーケーション等の実施をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。
- (2) ワーケーション等の実施後、社内等で広報宣伝に努めること。
- (3) ワーケーション等の実施後、本市でのワーケーション等についてのアンケートに参加者全員が回答すること。

2 規則第4条第2項及び規則第16条の規定により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存することを条件とする。

(実績報告)

第9条 規則第5条の補助金の交付決定の通知を受けた者は、規則第9条の実績報告書をワーケーション等終了後3週間を経過する日又は当該ワーケーション等の終了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 雲仙市ワーケーション等誘致事業実績書(様式第1号)
- (2) 雲仙市ワーケーション等誘致事業収支精算書(様式第2号)

2 前項の規定による実績報告において、規則第9条第3号の規定により添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊施設利用証明書(様式第3号)
 - (2) 第5条第2号の自動車借上料がある場合は、その領収書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行の日から3年以内ごとに、この告示の運用状況、実施効果等を勘案し、必要があると認めるときは見直しを行うものとする。

様式第1号(第6条、第9条関係)

雲仙市ワーケーション等誘致事業計画書(実績書)

記

ワーケーション等の目的	
開催期日	年 月 日 ~ 年 月 日
参加人数予定(実績)	人/日
延べ宿泊人数予定(実績)	人
宿泊施設名	
バス・レンタカー等借上(※)	期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 車種: (台) 借上料: 円(税込み)
滞在期間中、ワーケーション等実施をSNSによる情報拡散	
実施後、社内等での広報宣伝の計画について	
実施の実績、成果等	

※バス・レンタカー等の借上料への補助額は、借上料の1/2以内で、1申請当たり上限50,000円

※バス・レンタカー等の借上料の見積書(領収書の写し)を添付すること。

様式第2号(第6条、第9条関係)

雲仙市ワーケーション等誘致事業収支予算書 (精算書)

収入 円
支出 円

【収入】 (単位:円)

費 目	予 算 額(決算額)	摘 要
団 体 負 担 金		
参 加 者 負 担 金		
市 補 助 金		
計		

【支出】 (単位:円)

費 目	予 算 額(決算額)	摘 要
計		

様式第3号(第9条関係)

(ワーケーション等を行う団体名)

_____様

宿泊施設利用証明書

団 体 名	
団 体 人 数	人
宿 泊 料 金	1泊2食料金 円 (宴会等を除く基本額)
宿 泊 日 及 び 人 数	年 月 日(人) 円
	年 月 日(人) 円
	年 月 日(人) 円
	年 月 日(人) 円
延 べ 宿 泊 人 員	人

上記のとおり、宿泊したことを証明します。

年 月 日

住 所

宿泊施設名 _____

代表者氏名 _____ (印)

様式第1号 (第6条、第9条関係)

様式第2号 (第6条、第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)